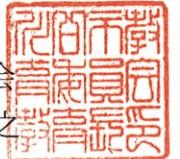


川教入発第66号  
令和8年2月10日

川口市監査委員 西原 信一郎 様  
同 金井 洋 様  
同 関 由紀夫 様  
同 船津 由徳 様

川口市教育委員会  
教育長 井上 清之



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年3月27日執行の教育総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（スポーツ課）

スポーツ課の使用料において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和7年6月13日に通知した令和7年度行政財産目的外使用料の納入について、川口市会計事務規則第21条に則り、納付書の納期限を令和7年6月30日に指定し送付いたしました。

支出事務について（スポーツ課）

スポーツ課の消耗品において、一括して発注可能な消耗品が分割発注されており、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

ふれあいなわとび大会のメダルについては仕様を見直し複数の事業者に



も納入可能なものとした上で、規則に則り見積もり合わせをした上で発注  
いたしました。

